

25建企第647号
平成26年3月31日

(一社) 長崎県建設業協会長
(一社) 長崎県中小建設業協会長
(社) 長崎県造園建設業協会長
(一社) 長崎県ほ装協会長
(一社) 長崎県工務店連合会長
(一社) 長崎県管工事協会長
(一社) 長崎県港湾漁港建設業協会長
(社) 長崎県斜面安定技術協会長
(一社) 長崎県のり面協会長
(社) 長崎県下水道建設業協会長
長崎県建設工業協同組合長
長崎県電気工事業工業組合長
長崎電気設備協同組合長
長崎県管工事業協同組合連合会長
長崎県漁場整備開発協会長
長崎県造船協同組合長

様

長崎県土木部長



専任の主任技術者（監理技術者）の途中交代について

契約締結後における配置技術者の変更については、真にやむ得ない理由（死亡、傷病等）またはその他やむ得ない理由（工事中止、工期延期等）において同等以上の技術者がいる場合に承認しております。

しかし、昨今の技術者不足の現状において、同等以上の技術者の確保が困難な場合が考えられることから、途中交代の要件を一部緩和し、契約締結後に死亡・傷病等の真にやむ得ない場合に同等以上の技術者がいない場合の取り扱いを定めることとしました。また、契約締結前の変更の条件について整合を図るため取り扱いを定めましたので通知します。なお、平成12年12月26日付け12監第418号「一般競争入札競争参加資格確認申請等で届出のあった配置予定技術者の変更の取扱いについて」は、本通知をもって廃止します。

記

(一般競争入札等の場合) ※通常指名競争入札を除く

1. 落札決定前(競争参加資格審査結果通知の日から落札決定の日の前日までの期間)における配置予定技術者の途中交代の要件

ここでいう配置予定技術者とは、当該工事において、提出された「配置予定技術者等の資格及び工事経験表(様式第4号)」に記載された主任技術者(監理技術者)のことをいいその技術者の途中交代については以下のとおりである。

1-1 当該工事の配置予定技術者の途中交代は原則として認められない。

1-2 ただし、配置予定技術者の死亡・傷病等(退職は含まない)真にやむを得ない場合、以下の①、②の条件の全てを満たした場合に認めることができるものとする。

なお、総合評価落札方式以外の事案においては、下記の条件②(b)を除いた事項を全て満たした場合に認めることができるものとする。(図-1参照)

以下の①、②の内容については、配置技術者変更協議書(様式-1)により提出すること。

①真にやむを得ない理由書及びその理由を証明できる書類(診断書、離職証明書等)。

②変更後の配置予定技術者は、同等以上の技術者を配置すること。

※「配置予定技術者と同等以上の技術者」とは、当該落札案件の入札時において、以下の(a)(b)のどちらの条件とも満たした技術者のことをいう。

(a)「競争入札に参加する者に必要な資格の配置予定技術者に関する条件」を満たしている技術者

(b)「総合評価に関する事項の配置予定技術者の能力の加算点の合計」が配置予定技術者と同等以上ある技術者

1-3 なお、配置予定技術者の変更が認められない場合は、当該工事の落札候補者にならない。また、入札参加できない。その際、応札者に損害が生じても、長崎県は一切の損害賠償の責めを負わない。

※総合評価落札方式の場合

区分	要件	落札候補者	入札参加
【承認する場合】	上記①、②(a)(b)の条件	成り得る	できる

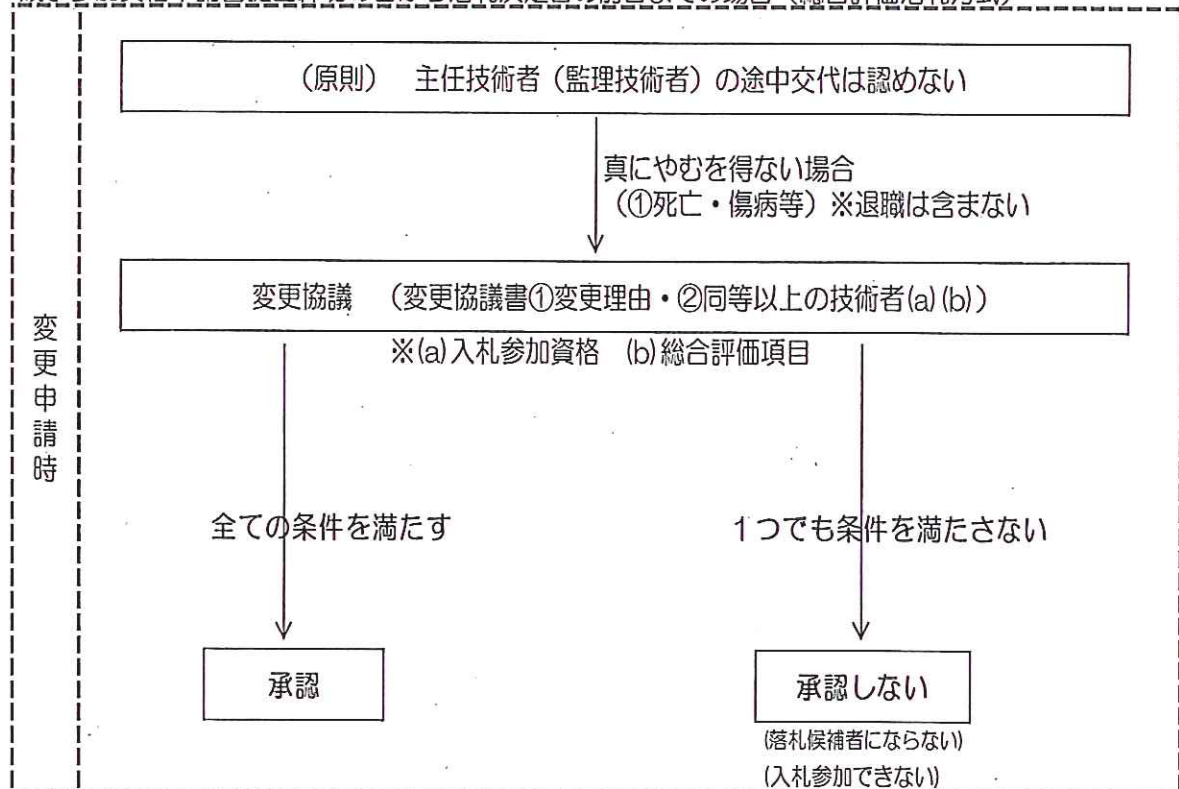
	全て満たした場合		
【承認しない場合】	上記①、②(a) (b)の条件を1つでも満たさない場合	成り得ない	できない

※総合評価落札方式以外の場合

区分	要件	落札候補者	入札参加
【承認する場合】	上記①、②(a)の条件全て満たした場合	成り得る	できる
【承認しない場合】	上記①、②(a)の条件を1つでも満たさない場合	成り得ない	できない

(図一1)

競争参加資格申請書提出締切の日から落札決定日の前日までの場合（総合評価落札方式）



※総合評価落札方式以外での変更協議書類は、②(b)を除く

2. 契約締結前（落札決定の日から契約締結の日の前日までの期間）における
配置予定技術者の途中交代の要件

ここでいう配置予定技術者とは、当該入札において、落札者が提出した「配

置予定技術者等の資格及び工事経験表（様式第4号）」に記載された主任技術者（監理技術者）のことをいいその技術者の途中交代については以下のとおりである。

2-1 当該落札工事の配置予定技術者の途中交代は原則として認められない。

2-2 ただし、配置予定技術者の死亡・傷病等（退職は含まない）真にやむを得ない場合、原則として以下の①、②の条件の全てを満たした場合に認めることができるものとする。

なお、総合評価落札方式以外の事案においては、下記の条件②（b）を除いた事項を全て満たした場合に認めることができるものとする。（図-2 参照）

以下の①、②の内容については、配置技術者変更協議書（様式-1）により提出すること。

①真にやむを得ない理由書及びその理由を証明できる書類（診断書、離職証明書等）。

②変更後の配置予定技術者は、同等以上の技術者を配置すること。

※「配置予定技術者と同等以上の技術者」とは、当該落札案件の入札時において、以下の（a）（b）のどちらの条件とも満たした技術者のことをいう。

（a）「競争入札に参加する者に必要な資格の配置予定技術者に関する条件」を満たしている技術者

（b）「総合評価に関する事項の配置予定技術者の能力の加算点の合計」が配置予定技術者と同等以上ある技術者

2-3 なお、配置予定技術者の変更が認められない場合は、当該案件の契約を締結しない。その際、落札者に損害が生じて、長崎県は一切の損害賠償の責めを負わない。

※総合評価落札方式の場合

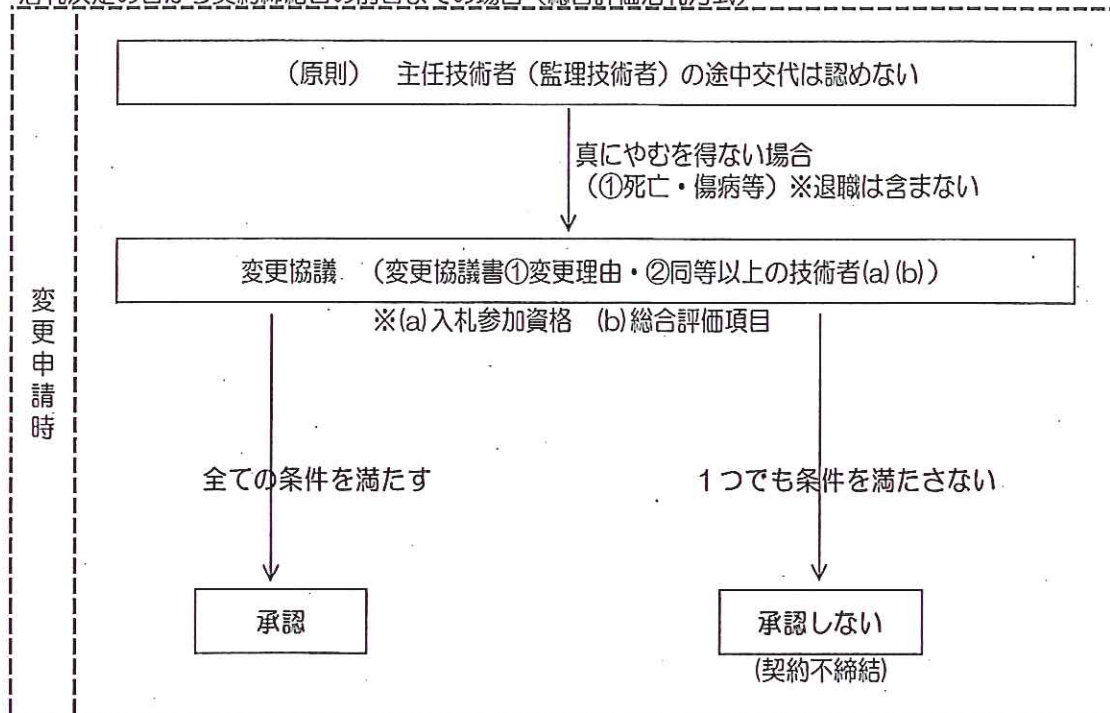
区分	要件	契約締結の有無
【承認する場合】	上記①、②(a)(b)の条件全て満たした場合	締結する
【承認しない場合】	上記①、②(a)(b)の条件を1つでも満たさない場合	締結しない

※総合評価落札方式以外の場合

区分	要件	契約締結の有無
【承認する場合】	上記①、②(a)の条件全て満たした場合	締結する
【承認しない場合】	上記①、②(a)の条件を1つでも満たさない場合	締結しない

(図一2)

落札決定の日から契約締結日の前日までの場合（総合評価落札方式）



※総合評価落札方式以外での変更協議書類は、②(b)を除く

3. 契約締結後における専任の主任技術者（監理技術者）の途中交代の要件
 契約締結後においては、前項の配置予定技術者は主任技術者（監理技術者）（以下「技術者」という）のことをいい、その技術者の途中交代については以下のとおりである。

3-1 当該落札工事の技術者の途中交代は原則として認められない。

3-2 ただし、途中交代が生じた場合は、以下により認めることができる。

1) 同等以上の技術者がいる場合

変更理由が技術者の死亡・傷病・退職等真にやむを得ない場合又はその他やむを得ない場合は、以下の①、②の条件の全てを満たした場合に認めることができるものとする。

なお、総合評価落札方式以外の事案においては、下記の条件②（b）を除いた事項を全て満たした場合に認めることができるものとする。（図一

3、4、5参照)

以下の①、②の内容については、配置技術者変更協議書（様式－１）により提出すること。

①やむを得ない理由書及びその理由を証明できる書類（診断書、離職証明書等）

②変更後の配置予定技術者は、同等以上の技術者を配置すること。

※「変更前の技術者と同等以上の技術者」とは、当該落札案件の入札時において、以下の（a）（b）のどちらの条件とも満たした技術者のことをいう。

（a）「競争入札に参加する者に必要な資格の配置予定技術者に関する条件」を満たしている技術者

（b）「総合評価に関する事項の配置予定技術者の能力の加算点の合計」が変更前の技術者と同等以上ある技術者

2) 同等以上の技術者がいない場合

変更理由が死亡・傷病・退職など真にやむを得ない場合において、以下により認めることができるものとする。

①（総合評価落札方式の場合）（図－３参照）

ア)

- ・3-2 において「変更前の同等以上の技術者」の配置が不可能（②（a）のみ満足する）な場合は、変更前技術者と同等の品質確保に努めるため、より技術力が高い技術者を配置することとし、工事成果物の品質を担保するための「品質確保計画書」の提出を求め認めるものとする。（注２）
- ・ただし、工事成績評価において１０点減点するものとする。
- ・さらに、品質確保計画書の実施については、工事成績評価の定めにより評価を行うものとする。
- ・なお、文書注意を２回以上行っても実施されない場合は、不誠実な行為とみなすものとする。

イ)

- ・3-2 において「変更前の同等以上の技術者」の配置が不可能（②（a）は満足しない）な場合は、変更前技術者と同等の品質確保を求めるため、より技術力が高い技術者を配置することとし、工事成果物の品質を担保する「品質確保計画書」の提出を求め、以下のⅠ）、Ⅱ）の条件で認めるものとする。（注２）

Ⅰ)

- ・「品質確保計画書」において、品質確保（注１）が確認できること。
- ・ただし、工事成績評定において１０点減点するものとする。
- ・さらに、品質確保計画書の実施については、工事成績評定の定めにより評定を行うものとする。
- ・なお、文書注意を２回以上行っても実施されない場合は、不誠実な行為とみなすものとする。この場合、県は、契約を解除することができるものとする。（契約書第４８条の４）

Ⅱ)

- ・「品質確保計画書」において、品質確保（注１）が認められない場合は、県は契約を解除することができるものとする。（契約書第４８条の４）

（注１） 品質の確保の判断については、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められるかが重要であり、そのためには、受注者の提出する「品質確保計画書」によって、変更後に配置する主任技術者（監理技術者）及びその他の技術者のこれまでの実績、当該工事における役割分担、さらに本支店等の支援体制等に関する内容により十分に審査するものとする。

（注２） 変更前の配置技術者は、変更承認後３ヶ月間は長崎県発注の新たな工事の配置予定技術者として入札参加申請することはできない。（県以外が発注する県内の公共工事において配置技術者の変更承認を受けた変更前の配置技術者も同様に変更承認後３ヶ月間は長崎県発注の新たな工事の配置予定技術者として入札参加申請することはできない。）

なお、変更前の配置技術者が１ヶ月以内で職場復帰可能な場合は、当該現場に復帰させるものとする。その場合は、様式一３により配置技術者復帰届出書を提出すること。

②（総合評価落札方式以外の場合）（図一４参照）

ア)

- ・３-２において「変更前の同等以上の技術者」の配置が不可能な場合は、変更前技術者と同等の品質確保を求めるため、より技術力が高い技術者を配置することとし、工事成果物の品質を担保する「品質確保計画書」の提出を求め、以下のⅠ）、Ⅱ）の条件で認めるものとする。（注２）

I)

- ・「品質確保計画書」において、品質確保（注１）が確認できること。
- ・ただし、工事成績評定において１０点減点するものとする。
- ・さらに、品質確保計画書の実施については、工事成績評定の定めにより評定を行うものとする。
- ・なお、文書注意を２回以上行っても実施されない場合は、不誠実な行為とみなすものとする。この場合、県は、契約を解除することができるものとする。（契約書第４８条の４）

II)

- ・「品質確保計画書」において、品質確保（注１）が認められない場合は、県は契約を解除することができるものとする。（契約書第４８条の４）

（注１） 品質の確保の判断については、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められるかが重要であり、そのためには、受注者の提出する「品質確保計画書」によって、変更後に配置する主任技術者（監理技術者）及びその他の技術者のこれまでの実績、当該工事における役割分担、さらに本支店等の支援体制等に関する内容により十分に審査するものとする。

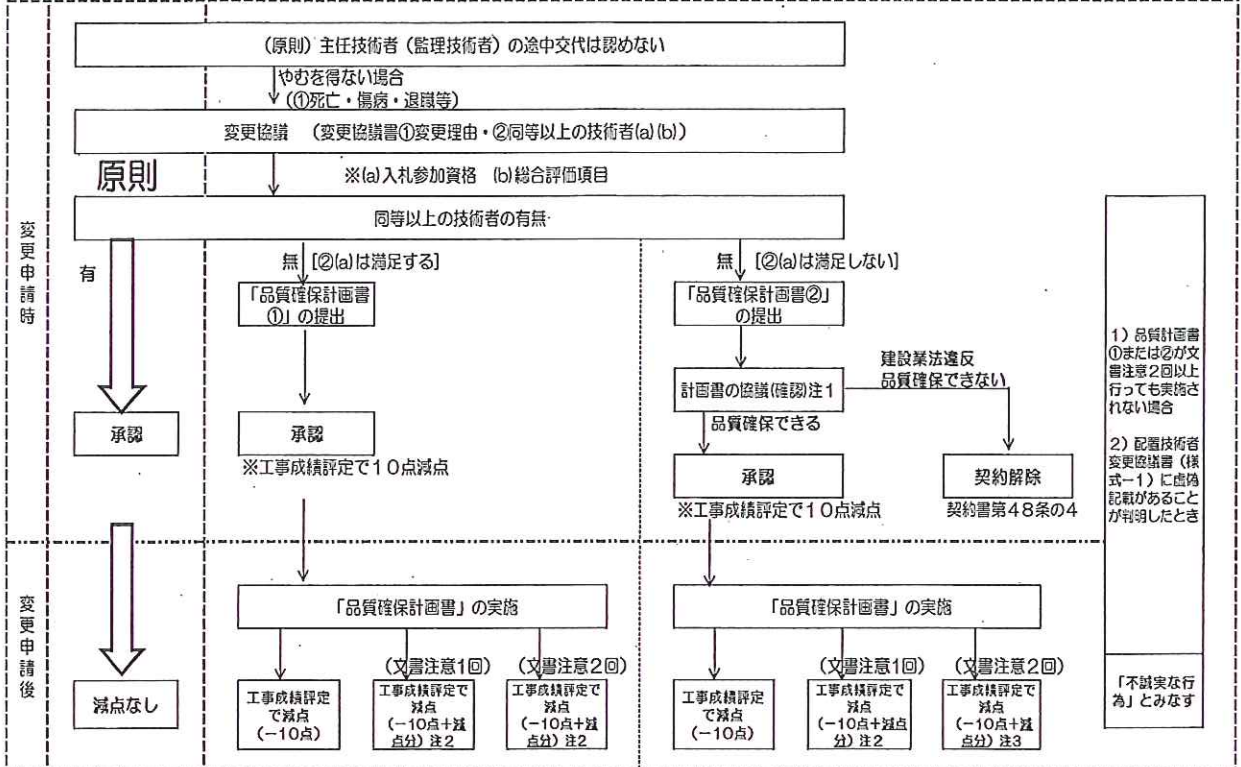
（注２） 変更前の配置技術者は、変更承認後３ヶ月間は長崎県発注の新たな工事の配置予定技術者として入札参加申請すること又は届出ることとはできない。（県以外が発注する県内の公共工事において配置技術者の変更承認を受けた変更前の配置技術者も同様に変更承認後３ヶ月間は長崎県発注の新たな工事の配置予定技術者として入札参加申請すること又は届出ることとはできない。）

なお、変更前の配置技術者が１ヶ月以内で職場復帰可能な場合は、当該現場に復帰させるものとする。その場合は、様式－３により配置技術者復帰届出書を提出すること。

4. 主任技術者（監理技術者）の変更を認めた後、配置技術者変更協議書（様式－１）に虚偽記載があることが判明した時は、「不誠実な行為」とみなすものとする。（検討対象は、工事完了後５年間まで）

総合評価落札方式（死亡、傷病、退職等の真にやむ得ない場合）（図一3）

契約締結後の場合（総合評価落札方式）



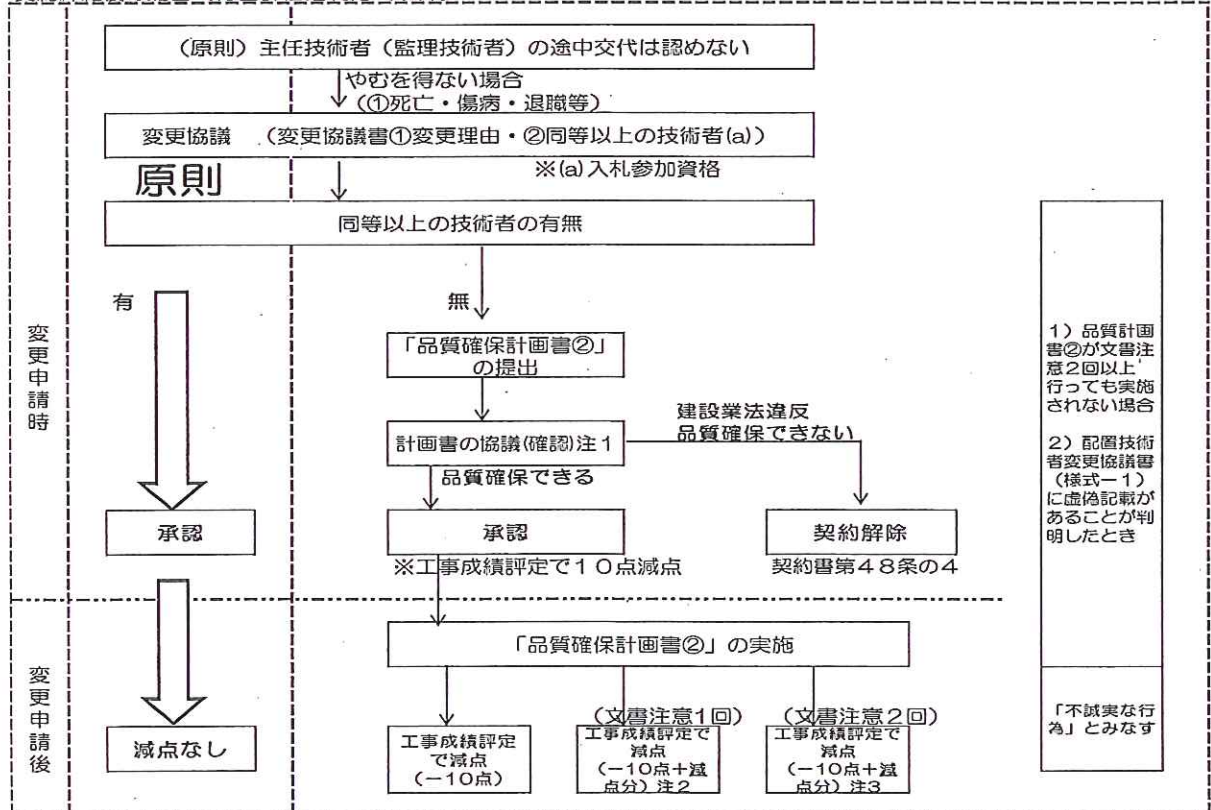
注1) 品質の確保が可能と判断されるまで協議の催告を行う

注2) 減点は工事成績評定の定めによる施工状況（施工管理）で評価[監督員・検査員]

注3) 減点は工事成績評定の定めによる施工状況（施工管理）で評価[監督員・検査員]、法令順守等-8点[課長]

総合評価落札方式以外（死亡、傷病、退職等の真にやむ得ない場合）（図一4）

契約締結後の場合（総合評価落札方式以外）



注1) 品質の確保が可能と判断されるまで協議の催告を行う

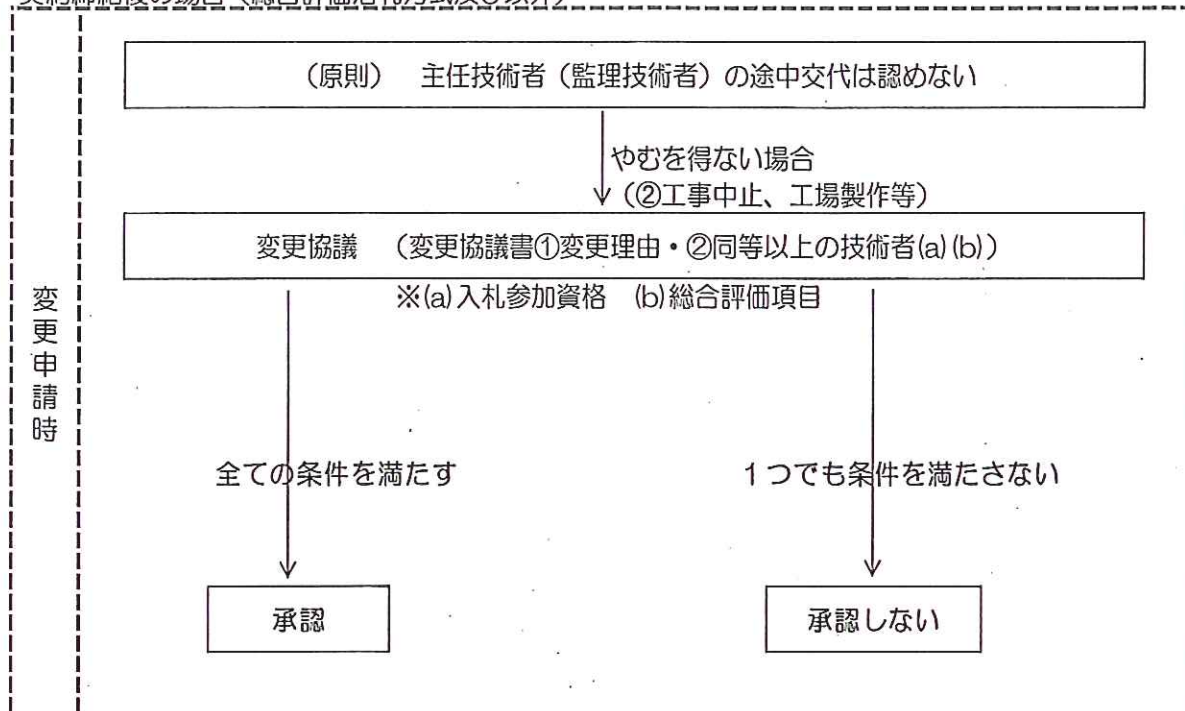
注2) 減点は工事成績評定の定めによる施工状況（施工管理）で評価[監督員・検査員]

注3) 減点は工事成績評定の定めによる施工状況（施工管理）で評価[監督員・検査員]、法令順守等-8点[課長]

総合評価落札方式及び以外（その他やむを得ない場合（工事中止、工場製作等）

（図一５）

契約締結後の場合（総合評価落札方式及び以外）



※総合評価落札方式以外での変更協議書類は、②(b)を除く

(通常指名競争入札の場合)

1. 契約締結後における専任の主任技術者（監理技術者）の途中交代の要件
契約締結後においては、主任技術者（監理技術者）（以下「技術者」という）のことをいい、その技術者の途中交代については以下のとおりである。（図一6参照）

1-1 当該落札工事の技術者の途中交代は原則として認められない。

1-2 ただし、途中交代が生じた場合は、以下により認めることができる。

1) 同等以上の技術者がいる場合

変更理由が技術者の死亡・傷病・退職等真にやむを得ない場合又はその他やむを得ない場合は、以下の①、②の条件の全てを満たした場合に認めることができるものとする。以下の①、②の内容については、配置技術者変更協議書（様式一1）により提出すること。

①やむを得ない理由書及びその理由を証明できる書類（診断書、離職証明書等）

②変更後の配置予定技術者は同等以上の技術者を配置すること。（注3）

2) 同等以上の技術者がいない場合

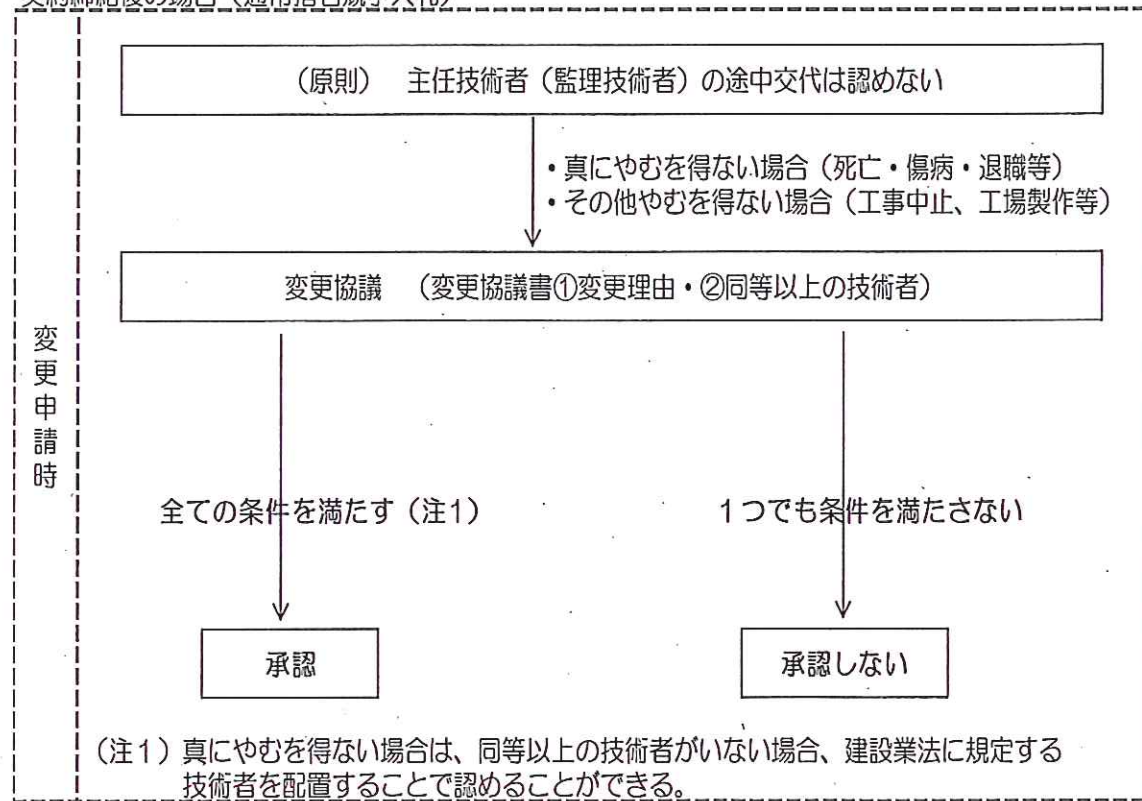
変更理由が死亡・傷病・退職など真にやむを得ない場合において、同等以上の技術者がいない場合は建設業法に規定する技術者を配置することで認めることができる。（注4）

（注3）同等以上の技術者とは、提出された現場代理人等決定（変更）通知書に記載の技術者の資格が同等以上であることをいう。

（注4）変更前の配置技術者は、変更承認後3ヶ月間は長崎県発注の新たな工事の配置予定技術者として入札参加申請すること又は届出ることとはできない。（県以外が発注する県内の公共工事において配置技術者の変更承認を受けた変更前の配置技術者も同様に変更承認後3ヶ月間は長崎県発注の新たな工事の配置予定技術者として入札参加申請すること又は届出ることとはできない。）なお、変更前の配置技術者が1ヶ月以内で職場復帰可能な場合は、当該現場に復帰させるものとする。その場合は、様式一3により配置技術者復帰届出書を提出すること。

(図一6)

契約締結後の場合（通常指名競争入札）



(様式一1)(一般競争入札等の場合)

※通常指名競争入札を除く

平成 年 月 日

契約担任者

受注者

配置技術者変更協議書

当社が受注した下記工事において、配置している技術者がやむ得ない理由により配置出来ませんので、技術者の変更について平成 年 月 日付け 第 号通知にもとづき下記により協議します

なお、記載内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 工事番号：

工事名：

2. 変更理由：

※理由を証明できる資料を添付すること（診断書、離職証明書など）

3. 変更技術者の氏名：

4. 技術者に関する条件：

	配置技術者	(a) 入札参加資格の条件			(b) 総合評価に関する条件					(判定) 同等以上の技術者の有無
		配置技術者の資格			配置予定技術者の能力での評価点					
	氏名	国家等資格等	工事経験	恒常的雇用関係	施工実績	工事成績 評価	表彰	資格	合計	
当初										
変更										

5. 品質確保計画書の添付の有無 有 無 (いずれかに○印)

※4. 技術者に関する条件において変更後の技術者が変更前技術者と同等以上でない場合（契約締結後において真にやむ得ない理由の場合）は、（様式一

2）品質確保計画書を添付すること

(様式一1)(通常指名競争入札の場合)

平成 年 月 日

契約担任者

受注者

配置技術者変更協議書

当社が受注した下記工事において、配置している技術者がやむ得ない理由により配置出来ませんので、技術者の変更について平成 年 月 日付け 第 号通知にもとづき下記により協議します

なお、記載内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 工事番号：

工事名：

2. 変更理由：

※理由を証明できる資料を添付すること（診断書、離職証明書など）

3. 変更技術者の氏名：

4. 技術者に関する条件：

	配置技術者	配置技術者の資格	(判定) 同等以上の技術者の有無
	氏名	国家等資格等	
当初			
変更			

変更技術者に関して上記内容が確認できる資料を添付すること

(様式一2)(一般競争入札等の場合)
※通常指名競争入札を除く

品質確保計画書

受注者名〇〇〇

(様式－３)

平成 年 月 日

契約担任者

受注者

配置技術者復帰届出書

平成 年 月 日付け第 号により配置技術者の変更承認を受けていましたが、当初の配置技術者が復帰したので報告します

記

1. 工事番号：

工事名：

2. 復帰技術者名（当初の配置技術者）：

3. 当該工事への復帰日：平成 年 月 日から

(様式－４)

第 号
平成 年 月 日

受注者

契約担任者

配置技術者変更承認書

平成 年 月 日付けで貴社から協議がありました配置技術者の変更については承認します。

なお、承認後に申請内容に虚偽記載があることが判明した場合は、不誠実な行為とみなす場合があるので注意すること。

記

1) 承認の理由

①真にやむ得ない場合（死亡、傷病、退職等）

同等以上での承認の有無（有・無）

②その他やむ得ない場合（工事中止、工期延長等）

2) 配置技術者

（当初）配置技術者名：

（変更）配置技術者名：

注）契約締結後、真にやむ得ない理由により変更承認を受けた場合（ただし、同等以上の技術者がいない場合）変更前の配置技術者は変更承認後3ヶ月間は長崎県発注の新たな工事の配置予定技術者として入札参加申請すること又は届出することはできない。（県以外が発注する県内の公共工事において配置技術者の変更承認を受けた変更前の配置技術者も同様に変更承認後3ヶ月間は長崎県発注の新たな工事の配置予定技術者として入札参加申請すること又は届出することはできない。）なお、変更前の配置技術者が1ヶ月以内に職場復帰可能な場合は、当該現場に復帰させるものとする。その場合は、様式－３により配置技術者復帰届出書を提出すること。

記載例

(様式－１)(一般競争入札等の場合)※通常指名競争入札を除く

〇〇〇振興局長

××× 様

受注者 〇〇〇

代表者 印

配置技術者変更協議書

当社が受注した下記工事において、配置している技術者がやむ得ない理由により配置出来ませんので、技術者の変更について平成〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号通知にもとづき下記により協議します

なお、記載内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 工事番号：〇〇〇第□□□号

工事名：〇〇〇〇工事

2. 変更理由：長崎太郎が病気入院のため

※理由を証明できる資料を添付すること（診断書、離職証明書など）

3. 変更技術者の氏名：佐世保次郎

4. 技術者に関する条件：

(記入例1) 総合評価型		(a) 入札参加資格の条件に工事経験が設定ありの場合								(判定) 同等以上の技術者の有無
	配置技術者	(a) 入札参加資格の条件			(b) 総合評価に関する条件					
		配置技術者の資格			配置予定技術者の能力での評価点					
	氏名	国家等資格等	工事経験	恒常的雇用関係	施工実績	工事成績評定	表彰	資格	合計	
当初	長崎太郎	一級土木施工管理技士 (監理技術者)	道路トンネル (NATM工法) 500m以上 (監理技術者)	3ヶ月以上	0.7	0.9	0	0.7	2.3	無
変更	佐世保次郎	一級土木施工管理技士 (監理技術者)	なし	3ヶ月以上	0	0.9	0	0.7	1.6	

変更技術者に関して上記内容が確認できる資料を添付すること

(記入例2) 総合評価型		(a) 入札参加資格の条件に工事経験が設定なしの場合								(判定) 同 等以上の技 術者の有無
	配置技術者	(a) 入札参加資格の条件			(b) 総合評価に関する条件					
		配置技術者の資格			配置予定技術者の能力での評価点					
	氏名	国家等資格 等	工事経験	恒常的雇用 関係	施工実績	工事成績評 定	表彰	資格	合計	
当初	長崎太郎	一級土木施 工管理技士 (監理技術 者)	/	3ヶ月以上	0.7	0.9	0	0.7	2.3	無
変更	佐世保次郎	一級土木施 工管理技士 (監理技術 者)	/	3ヶ月以上	0	0.9	0	0.7	1.6	

変更技術者に関して上記内容が確認できる資料を添付すること

(記入例3) 総合評価型以外 (一般競争事後審査型など)										(a) 入札参加資格の条件に工事経験が設定ありの場合
	配置技術者	(a) 入札参加資格の条件			(b) 総合評価に関する条件					(判定) 同 等以上の技 術者の有無
		配置技術者の資格			配置予定技術者の能力での評価点					
	氏名	国家等資格 等	工事経験	恒常的雇用 関係	施工実績	工事成績評 定	表彰	資格	合計	
当初	長崎太郎	一級土木施 工管理技士 (監理技術 者)	道路トンネル (NATM 工法) 500m以上 (監理技 術者)	3ヶ月以上						
変更	佐世保次郎	一級土木施 工管理技士 (監理技術 者)	なし	3ヶ月以上						

変更技術者に関して上記内容が確認できる資料を添付すること

(記入例4) 総合評価型以外 (一般競争事後審査型など)				(a) 入札参加資格の条件に工事経験が設定なしの場合					(判定) 同 等以上の技 術者の有無	
	配置技術者	(a) 入札参加資格の条件			(b) 総合評価に関する条件					
		配置技術者の資格			配置予定技術者の能力での評価点					
	氏名	国家等資格 等	工事経験	恒常的雇用 関係	施工実績	工事成績評 定	表彰	資格		合計
当初	長崎太郎	一級土木施 工管理技士 (監理技術 者)	/	3ヶ月以上	/	/	/	/	/	有
変更	佐世保次郎	一級土木施 工管理技士 (監理技術 者)	/	3ヶ月以上	/	/	/	/	/	

変更技術者に関して上記内容が確認できる資料を添付すること

5. 品質確保計画書の添付の有無

有 無 (いずれかに○印)

(様式一1)(通常指名競争入札の場合)

記載例

〇〇〇振興局長
××× 様

受注者 〇〇〇
代表者 印

配置技術者変更協議書

当社が受注した下記工事において、配置している技術者がやむを得ない理由により配置出来ませんので、技術者の変更について平成 年 月 日付け 第 号通知にもとづき下記により協議します

なお、記載内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 工事番号：〇〇〇第□□□号

工事名：〇〇〇〇工事

2. 変更理由：長崎太郎が病気入院のため

※理由を証明できる資料を添付すること（診断書、離職証明書など）

3. 変更技術者の氏名：

4. 技術者に関する条件：

	配置技術者	配置技術者の資格	(判定) 同等以上の技術者の有無
	氏名	国家等資格等	
当初	長崎太郎	一級土木施工管理技士	○
変更	佐世保次郎	一級土木施工管理技士	

変更技術者に関して上記内容が確認できる資料を添付すること